

○東京都食品安全条例施行規則

平成一六年三月三十一日

規則第七七号

改正 平成二三年一二月二二日規則第一二八号

平成二六年一〇月一〇日規則第一五二号

平成二七年三月三十一日規則第一二五号

平成二八年三月二五日規則第八八号

令和元年六月二八日規則第三〇号

東京都食品安全条例施行規則を公布する。

東京都食品安全条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都食品安全条例(平成十六年東京都条例第六十七号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(特定事業者である販売者)

第三条 条例第二条第七項第三号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 食品表示基準(平成二十七年内閣府令第十号)第三条第一項又は第三十二条第一項の規定により製造者と連名で届出を行った販売者(当該届出に係る食品等を回収する場合に限る。)

二 前号に掲げる者のほか、食品等に自らの氏名(法人にあつては、名称(略称を含む。))、商標その他の自己を表す文字、記号等を表示している販売者(当該表示に係る食品等を回収する場合に限る。)

(平二三規則一二八・平二七規則一二五・一部改正)

(身分証明書の様式)

第四条 条例第二十一条第三項の証明書の様式は、身分証明書(別記第一号様式)によるものとする。

(勧告)

第五条 条例第二十二条第一項の規定による勧告は、書面により行うものとする。

(公表)

第六条 条例第二十二条第一項の規定による公表は、次に掲げる事項を広く都民に周知する方法により行うものとする。

- 一 勧告を受けたものの氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
- 二 勧告を受けたものの住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)
- 三 勧告の内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(意見陳述の機会の付与)

第七条 条例第二十二條第四項の意見を述べ、証拠を提示する機会(以下「意見陳述の機会」という。)におけるその方法は、知事が口頭であることを認めた場合を除き、意見及び証拠を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出して行うものとする。

2 知事は、勧告をしようとするものに対し意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間をおいて、当該勧告をしようとするものに対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

一 勧告しようとする内容

二 勧告の根拠となる条例の条項

三 勧告の原因となる事実

四 意見書の提出先及び提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

3 前項の通知を受けたもの(以下「当事者」という。)又はその代理人は、やむを得ない事情のある場合には、知事に対し、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。

4 知事は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。

5 知事は、当事者に口頭による意見陳述の機会を与えたときは、当事者又はその代理人の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。

6 代理人は、その代理権を証する書面を、意見書の提出期限又は出頭すべき日時までに知事に提出しなければならない。

7 知事は、当事者又はその代理人が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書の提出をせず、又は出頭すべき日時に口頭による意見陳述をしなかったときは、条例第二十二條第一項の規定による勧告をすることができる。

(自主回収報告)

第八条 条例第二十三條第一項の規定による報告は、自主回収着手報告書(別記第二号様式)を提出することにより行わなければならない。

2 条例第二十三條第一項第二号の規則で定めるものは、特定事業者が都民の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため自主的な回収に着手した食品等であって、食品表示基準(食品表示法第六條第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令(平成二十七年内閣府令第十一号)第一條各号に掲げる事項に係るものに限る。)に違反したものとする。

3 条例第二十三條第一項第三号の規則で定めるものは、同一のロットを形成するものの中から、次に掲げる状態にあるものが相当数認められるものとする。

- 一 衛生管理の不備に由来して、意図しない微生物、化学物質又は異物が含まれ、若しくは付着したもの又はその疑いがあるもの
- 二 現に食品等によるものと疑われる人の健康に係る被害が生じている場合において、当該被害の態様からみて当該被害と同様の被害の原因となるおそれがあるもの
- 三 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十四条の規定による命令が発せられ、現に当該命令に係る処置が執られている場合において、当該命令の対象となった食品等と同種又は類似のものであって、当該命令の対象となっていないが、当該命令に係る違反と同様の違反の疑いがあるもの
- 四 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)に定める生産資材の規格又は使用方法の基準に違反して生産資材が使用された農林水産物に由来する穀類、豆類、果実、野菜、種実類、茶、ホップ、食肉、乳、乳製品、卵及び魚介類
(平二三規則一二八・平二六規則一五二・平二七規則一二五・平二八規則八八・一部改正)

(自主回収終了報告)

第九条 条例第二十四条第二項の規定による報告は、自主回収終了報告書(別記第三号様式)を提出することにより行わなければならない。

附 則

この規則は、平成十六年五月一日から施行する。ただし、第三条、第八条及び第九条並びに別記第二号様式及び第三号様式の規定は、条例附則第一項ただし書に規定する条例第二十三条及び条例第二十四条の規定の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一六年一月一日)

附 則(平成二三年規則第一二八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年規則第一五二号)

- 1 この規則は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都食品安全条例施行規則別記第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成二七年規則第一二五号)

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都食品安全条例施行規則別記第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成二八年規則第八八号)

- 1 この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都食品安全条例施行規則第八条第二項の規定は、この規則の施行の日以後に着手された自主的な回収に係る報告について適用し、同日前に着手された自主的な回収に係る報告については、なお従前の例による。

附 則(令和元年規則第三〇号)

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記

第1号様式(第4条関係)

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
写真ちよう付	所属 職 氏名
	生年月日 年 月 日
上記の者は、東京都食品安全条例第21条第2項の規定により報告の要求、立入調査又は物件の提出の要求を行う職員であることを証明する。	
年 月 日発行	東京都知事 印

大きさ

縦 54ミリメートル

横 85ミリメートル

(裏)

東京都食品安全条例抜粋
(知事の安全性調査)
第二十一条 知事は、食品による健康への悪影響を未然に防止するため、当該悪影響の起こり得る蓋然性及びその重大性の観点から必要と認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を執る場合を除き、食品等に含まれることにより健康に悪影響を及ぼすおそれがある要因について、必要な調査を行うことができる。
2 知事は、前項に規定する調査の実施に必要な限度において、事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者から報告を求め、その職員をしてそれらのものの事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所に立ち入って、食品等、生産資材、施設、設備、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は試験若しくは検査を行うため必要な限度において、食品等、生産資材その他の物件の提出を求めることができる。
3 前項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
(中 略)
8 都は、第二項の規定により事業者から物件を提出させたときは、正当な補償を行うものとする。
9 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第2号様式(第8条関係)

(表)

年 月 日	
殿	
住所 氏名 (法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名)	
自主回収着手報告書	
<p>(生産・製造・輸入・加工・販売)した食品等について、下記のとおり自主的な回収に着手したので、東京都食品安全条例第23条第1項の規定により報告します。</p>	
記	
回収する食品等の商品名 (名称)	
回収する食品等を特定する 情報 (形態、容量、消費期限、 賞味期限、製造番号、表 示事項等) ※ 製品の表示事項、写真 があれば添付してくださ い。	
食品等の出荷(販売)年月 日、出荷先(販売店)及びそ の数量 ※ 多数ある場合は、別紙 にリストを添付してくだ さい。	
回収を開始した年月日	年 月 日

(日本産業規格A列4番)

(裏)

製造等が行われた事業所の名称及び所在地	
回収の理由	<p>1 食品衛生法に違反するもの (違反内容：)</p> <p>2 食品表示法に違反するもの (違反内容：)</p> <p>3 その他、健康への悪影響の未然防止の観点から回収するもの</p> <p>(1) 衛生管理の不備による異常</p> <p>(2) 健康上の被害が生じているもの</p> <p>(3) 行政処分を受けた場合であって、処分対象品と同様の違反が疑われるもの</p> <p>(4) 以下の法律に抵触するもの</p> <p>ア 農薬取締法</p> <p>イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</p> <p>ウ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律</p> <p>[具体的な内容]</p>
回収に至った原因 ※ 不明の場合は、その旨を記入してください。	
回収方法 (回収方法、回収情報の周知方法、問合せ先、回収品の保管場所、回収終了予定等) ※ 社告、ホームページの掲載等を行う場合は、その内容を添付してください。	
想定される健康への影響	
担当者所属部署及び担当者名	電話番号
備考	

第3号様式(第9条関係)

(表)

年 月 日	
殿	
住所 氏名 (法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名)	
自主回収終了報告書	
年 月 日に報告した、下記の食品等の自主的な回収については、終了したので、東京都食品安全条例第24条第2項の規定により下記のとおり報告します。	
記	
回収された食品等の商品名 (名称)	
回収終了年月日	年 月 日
回収された食品等の数量 ※ 複数のロットがある場合は、ロットごとの数量を記入してください。	

(日本産業規格A列4番)

(裏)

<p>回収に至った原因</p> <p>※ 自主回収着手報告書の提出後に新たに判明したものについて記入してください。</p>	
<p>再発防止のために講じた措置</p>	
<p>回収された食品等の保管場所及び処分等の方法</p>	
<p>処分等を行う予定時期</p>	
<p>担当者所属部署及び担当者名</p>	<p>電話番号</p>

別記

第1号様式(第4条関係)

第2号様式(第8条関係)

(平26規則152・平27規則125・令元規則30・一部改正)

第3号様式(第9条関係)

(令元規則30・一部改正)